

令和2年5月27日

組合員および利用者各位

さいかつ農業協同組合

政府の緊急事態宣言の解除に伴う訪問活動の再開について

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より当組合の各事業をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、政府による新型コロナウイルス感染症対策につきまして、5月25日に東京、神奈川、埼玉、千葉、北海道の5都道県で継続されていた緊急事態宣言が解除されました。

当組合はこれらの政府の方針に基づき、「新しい日常」として、感染症対策と社会経済の両立を図るべく、自粛していた外務員等による訪問活動を6月1日(月)より再開させていただきます。

ご訪問の際は、事前に電話連絡による確認を実施するとともに、感染リスクを最大限避けて対応いたします。ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

※当組合の外務員につきましては、感染拡大防止の観点から、今後もマスクの着用および日々の体調・体温管理を励行いたします。